【郵送用】戸籍等請求書

次のとおり請求します。 令和 富士吉田市長 年 月 日 住所 請 求 フリガナ 電話番号(平日昼間に連絡可能なもの) 氏 者 名) (生年月日 必要な戸籍の本籍 筆頭者〈戸籍の最初に載っている方〉 金額 全員の方が載っているもの 一部の方(必要とする方のみ)載っているもの (謄本・全部事項証明) (抄本・個人事項証明) (1通) 戸籍 どなたのものが必要ですか? 450円 (現在) 通 (名前→ 通) 必 除籍 750円 通 改製原戸籍 な 750円 通 証 どなたのものが必要ですか? 明 通 (名前→) 通 戸籍の附票 300円 ※必須※ 住所(から)までの履歴 どなたのものが必要ですか? 身分証明書 350円 (名前→ 诵 ※本人以外は委任状が必要です 独身証明書 350円 どなたのものが必要ですか? (名前→) 诵 不在籍証明書 300円 通 受理証明書 350円 通 種別(婚姻等):()、届出日: 月 $\boldsymbol{\mathsf{B}}$ 本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他(戸籍に載っている方との関係 ※関係によっては委任状や、続き柄の確認できる戸籍(コピー可)等の添付を要する場合 (〇印) があります。 ☆戸籍 □ パスポート申請 □ 年金申請(未支給年金・遺族年金・自分の年金請求) □ 戸籍の届出用 □ 児童扶養手当申請(どなたの □ 相続(亡くなった方氏名: 請求者から見た続き柄:) 使 ~該当する数字に○をしてください~ 11 1. 死亡の記載があるもの 通 2. 亡くなった方について Γ 」歳から「 」歳までのもの セット み 3. 出生から亡くなるまでのもの セット ち 4. 「名前: 」と「名前: |の関係がわかるもの 通 ~提出先・その他~ ※具体的に記入してください □ 手数料 定額小為替 円(郵便局で購入し、定額小為替には何も書かないで下さい) 円切手を貼った返信用封筒(請求者本人の住民票の登録がある住所・宛名を記入してください。 同 お急ぎの場合は、速達等でご請求下さい。) **對** 口 請求者の本人確認書類の写し(運転免許証·マイナンバーカードの写しなど) ※詳しくは請求方法を確認してください。 ☆送付・問い合わせ先☆ 類 〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6丁目1番1号 富士吉田市役所市民課 窓口・戸籍担当 Tel: 0555-22-1111(内線143)

郵送による戸籍証明書の請求方法

次の①~④を同封してお送り下さい。

戸籍請求には、申請してから受け取るまでに1週間程度かかることがあります。

1) 請求書

1ページ目が請求書になっていますので、お使い下さい。

2 手数料

手数料は郵便局で扱っている定額小為替でお送り下さい。 手数料に関しては、**切手での支払いはできません。**

- ③ 本人確認書類(有効期間のあるものは、有効期間内のものに限ります。)
 - 1点確認:免許証・マイナバーカード・住民基本台帳カード(住所、写真付き)・在留カード・ 障がい者手帳など
 - 2点確認:保険証・診察券・キャッシュカード・クレジットカード・学生証・社員証・預金通帳・ 受給者証など ※
 - ※<2点確認の注意>申請者の住所地又は本籍地が富士吉田市でない方の場合、どちらか1点に住所地が記載されていないと本人確認書類として扱えません。

④ 返信用封筒および返送料

返信用封筒には、ご自宅の住所(住民票の登録地)と氏名を記入し、郵送料分の切手を 貼って下さい。返信料は封筒の大きさ・重さによって異なります。速達等を希望される方は、 速達料金分の切手も貼って下さい。その旨封筒に赤で記載してください。 申請通数の多い場合などは、あらかじめ予備の切手を貼らずに同封してください。 郵便料金や配達サービスの内容が変更になっている場合があります。ご注意ください。 切手料金が不足の場合は「料金不足分受取人払い」にて返送させていただきますので予め ご了承ください。

≪ご注意≫

- ☆ 戸籍はプライバシー保護の観点から、正当な理由がないと発行されません。戸籍に名前が載っていない人が請求する場合は、『必要とする具体的な理由』及び『請求する人と、必要な人との具体的な関係』をできるだけ詳しく書いて下さい。また、関係がわかる戸籍謄本等が必要な場合があります。
- ☆ 現在の戸籍は『一組の夫婦と未婚の子供』が基本の構成になっております。 例えば婚姻すると親の戸籍から抜け、配偶者とともに新しい戸籍を作ります。 このとき氏を変更しなかった方が 筆 頭 者 となっています。
- ☆ 本人から委任されて第三者が請求をする場合は、必ず委任者が自署押印した委任状 (誰が誰に何を何通委任するか等、詳しく記入したもの)が必要になります。
- ☆ 申請内容に不備がある場合、申請書をお返しすることがあります。また、手数料・郵送料の立て替えはできません。
- ☆ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。 (戸籍法第135条)
- ☆ 証明書の送付先は、住所地(住民登録している場所)への送付が原則となります。
- ☆ お問い合わせ先

富士吉田市役所 市民生活部 市民課 窓口·戸籍担当 電 話(0555)- 22 - 1111 内線143